

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年 5月 1日

沖縄海区漁業調整委員会

(定義)

- 1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

- 2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りではない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	平成24年 7月 1日から同年 9月30日まで及び平成25年 7月 1日から同年 9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55分、東経126度35分 地点B 北緯25度55分、東経126度49分 地点C 北緯25度47分、東経126度49分 地点D 北緯25度47分、東経126度35分	平成24年 5月 1日から同年11月30日まで及び平成25年 5月 1日から同年11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度35.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度35.0分	平成24年 5月 1日から同年 6月30日まで、平成25年 1月 1日から同年 6月30日まで及び平成26年 1月 1日から同年 3月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32分、東経124度57.5分	平成24年 5月 1日から平成26年 3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09分、東経123度04分 地点B 北緯24度09分、東経123度21分 地点C 北緯24度00分、東経123度21分 地点D 北緯24度00分、東経123度04分	平成25年 3月 1日から平成25年 7月31日まで及び平成26年 3月 1日から平成26年 3月31日まで

(指示の有効期間)

- 3 この指示の有効期間は、平成24年 5月 1日から平成26年 3月31日までとする。